

理事・監事・評議員手当に関する規定

1. この規定は、社会福祉法人若あゆの会の理事・監事・評議員の手当に関して定める。
2. 理事・監事・評議員であることのみをもって手当を支給しない。
3. 理事・監事が理事会、評議員・監事が評議員会に出席した場合、監査等に立ち会った場合、費用弁償として2500円を支給する。
4. 監事が監査を行った場合には、費用弁償として2500円を支給する。
5. 理事長が理事長としての職務を行った場合、費用弁償として2500円を支給する。

附則

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

この規則は、平成15年11月1日から施行する。

この規則は、平成25年5月19日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。